

# 令和 5 年住宅・土地統計調査に向けた 標本設計の検討について

## <乙調査区の標本設計>

令和 3 年 7 月 20 日

総務省統計局  
統計調査部国勢統計課

# 1 現行の乙調査区の標本設計概要

## (1) 母集団調査区

住宅・土地統計調査の指定調査区

## (2) 抽出地域区分

以下の99地域

① 政令指定都市がある16都道府県

政令指定都市（21地域）及びそれ以外の地域の37地域

② ①以外の31県

県庁所在市及びそれ以外の地域の62地域

## (3) 標本規模

標本調査世帯数は約500,000世帯

標本調査区数では、約29,500（=500,000÷17住戸）

# 1 現行の乙調査区の標本設計概要

## (4) 乙調査区数の配分

- ・ 抽出地域区分から基準地域（市）を定め（30年住調では「那覇市」）、基準地域において、目標精度（「現住居の敷地以外の宅地の所有世帯率」の標準誤差率が10%以下）を達成するような乙調査区数を算出、配分
- ・ その他の地域は、各地域の母集団調査区数に応じ、比例配分

## (5) 抽出用ウェイトの付与

- ・ 抽出に当たり、2種類の抽出用ウェイトを付与

# 1 現行の乙調査区の標本設計概要

## ○ 層符号別ウェイト

(30年住調の場合、) 平成25年住宅・土地統計調査の乙調査区の調査票情報を利用して求めた層符号別の「現住居の敷地以外の宅地の所有世帯率」をもとに、付与したウェイト (別紙1参照)

## ○ 抽出地域区分別ウェイト

指定調査区を抽出した際に用いた、市区町村の人口規模階級別の抽出率の逆数 (別紙2参照)

# 1 現行の乙調査区の標本設計概要

## (6) 乙調査区の抽出（別紙3参照）

- 抽出地域区分ごとに、母集団調査区を「層符号」、「市区町村番号」、「住調調査区番号」等で配列し、付与した抽出地域区分別ウェイトを配列に従って累積し、累積ウェイトを付与
- 累積ウェイトに、別途算出した抽出地域区分及び層符号ごとの抽出間隔、抽出起番号を用いて、抽出対象となる累積ウェイト符号を含む調査区を系統的に抽出

## 2 現行の乙調査区の標本設計の課題

### (1) 政令指定都市がない県の抽出地域区分

乙調査区のみを集計における地域別結果表章区分は、都道府県別及び21大都市（政令指定都市）別のみ。

政令指定都市がない県では、抽出地域区分を県庁所在市とその他の地域に分ける必要性無し。

### (2) 乙調査区数の地域別配分

乙調査区数を地域別に配分するに当たり、基準市を「那覇市」としているが、「那覇市」は結果表章しておらず、基準市とする必要性無し。

また、政令指定都市がない県は、上記(1)と同じ理由から、県庁所在市とその他地域に分けて配分する必要性無し。

## 2 現行の乙調査区の標本設計の課題

- (3) 標本規模を、標本調査世帯数にして500,000としている根拠 ～30年調査結果の精度検証～

平成15年調査までは600,000だったが、20年調査では、市町村の大合併の影響で標本規模を小さくしてもこれまでと同程度の結果精度は維持できるとして500,000に。

以降、前回調査と同程度の結果精度を維持するために500,000としていたが、30年調査において結果表章地域別に結果をみたときに、どの程度の精度が確保されていたか確認。

- (4) 指定調査区（甲乙調査区）の標本抽出法見直しに伴う、乙調査区の抽出法の見直し

今般の指定調査区の抽出法の見直しに伴い、乙調査区抽出に用いていた抽出用ウェイトが作成不可能となり、乙調査区の抽出方法の見直しが必須に。

### 3 課題への対応案

#### (1) 抽出地域区分の見直し

政令指定都市のある16都道府県は、政令指定都市とその他の地域に分けた37地域、その他の県は1地域とした31地域の計68地域とする。

#### (2) 乙調査区数の地域別配分

基準地域は、乙の結果表章地域の中で国勢調査世帯数が最少の地域とし、次回調査での指定調査区数の地域別配分で採用予定の線型変換法を採用し、世帯数最少地域に一定の精度確保に必要な乙調査区数を配分後、残りを他の結果表章地域に世帯数比例的に配分する。

## 3 課題への対応案

### (3) 必要乙調査区数の計算

30年調査における主な集計項目の地域別標準誤差率を試算し、精度検証を行う。（別紙4）

さらに、主な集計項目の目標精度を都道府県、政令指定都市の別に設定し、必要な標本調査区数を試算する。（別紙5）

なお、標準誤差率の算出及び必要標本調査区数の算出方法（参考）は、第1～3回研究会での標本設計の見直しで用いたものと同じ。

### (4) 乙調査区の抽出法

地域別結果について、これまでと同等の精度を確保可能な抽出法を、今後、検討。

## 4 今後の検討

### (1) 必要乙調査区数の計算・地域別最適配分

都道府県及び政令指定都市の結果精度確保に必要な乙調査区数の試算を進める。

また、世帯数が同規模の都道府県間で乙調査区数に差が生じることから、乙調査区に係る地方事務負担の平準化に資するため、指定調査区数における線型変換法による再配分と同様の方法により、乙調査区数の地域別の最適な配分を試みる。

### (2) 乙調査区の抽出法の見直し

指定調査区の抽出法見直しに伴い、乙調査区の現行の抽出法では、抽出が不可能なので、新たな抽出法の検討を進めていく。

## ○標準誤差率の計算式

調査区別の出現率 ( $P_i$ ) を求めることで計算。

$$\sigma(\hat{x}) \approx \sqrt{\frac{M-m}{M} \cdot \frac{s_b^2}{m} + \frac{\bar{N}-\bar{n}}{\bar{N}} \cdot \frac{s_w^2}{m\bar{n}}}$$

$\sigma(\hat{x})$  : 達成精度

$M$  : 母集団調査区数

$m$  : 標本調査区数

$\bar{N}$  : 調査区内世帯数 (=50)

$\bar{n}$  : 調査区内標本世帯数 (=17)

$\hat{p}$  : 推定値

$\hat{p}_i$  :  $i$ 調査区の推定値

$s_b^2$  : 調査区間分散

$s_w^2$  : 調査区内分散

$$s_b^2 = \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (\hat{p}_i - \hat{p})^2$$

$$s_w^2 = \frac{\bar{n}}{m(\bar{n}-1)} \sum_{i=1}^m \hat{p}_i(1 - \hat{p}_i)$$

$$\text{標準誤差率} = \frac{\sigma(\hat{p})}{\hat{p}}$$

○必要標本調査区数の試算式

前述の標準誤差率の計算式から、達成精度（目標精度）を5%にセットし、以下のmを求める式に変換して算出。

$$m = \frac{s_b^2 + \frac{\bar{N} - \bar{n}}{\bar{N}} \cdot \frac{s_w^2}{\bar{n}}}{\sigma^2 + \frac{s_b^2}{M}}$$

層 別 基 準			指定調査区 の層符号	ウェイト			
平成27年国勢調査調査区	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010	2			
	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	021	1		
			30%以上	022	4		
	間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	031	2		
			30%以上	032	3		
	3階建以上の共同住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110	2		
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	121	1	
				30%以上	122	1	
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130	1		
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140	2		
		その他の調査区		150	1		
	換算世帯数が16以上の調査区	その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210	2	
			公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	311	2
					30%以上	312	1
			民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	411	2
					30%以上	412	3
			民営借家に居住の世帯数が65%以上で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511	2
					30%以上	512	2
			持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611	2
					30%以上	612	3
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が			30%未満	711	2		
			30%以上	712	4		
その他の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が			30%未満	801	3		
			30%以上	802	3		

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 +  $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$

地 域		指定調査区の抽出ウエイト	
		層符号 010、021、022 以外の指定調査区	層符号 010、021、022 の指定調査区
市 部	人口 60 万以上の市区	10	20
	人口 50 万以上 60 万未満の市区	9	18
	人口 40 万以上 50 万未満の市区	8	16
	人口 30 万以上 40 万未満の市区	7	14
	人口 20 万以上 30 万未満の市区	6	12
	人口 10 万以上 20 万未満の市区	5	10
	人口 5 万以上 10 万未満の市区	3	6
	人口 5 万未満の市区	2	4
郡 部	人口 1 万 5 千以上の町村	4	8
	人口 1 万 5 千未満の町村	8	16

乙 調査区 の 抽出 の 仕方 (例)

●ある県の政令指定都市以外の地域における層符号030の指定調査区から、乙調査区を8調査区抽出する場合

1 地域別ウエイト

層符号030指定調査区の抽出率が、A市が1/6、B町が1/8、C村が1/16である場合、地域別ウエイトは抽出率の逆数となる。(この例ではそれぞれ6、8、16)

2 抽出間隔

層内各市区町村の「指定調査区数\*地域別ウエイト」の合計(この例では240)を、抽出する乙調査区数8で割った数を抽出間隔とする(この例では30)。(割り切れない場合は、小数第5位を切り捨てる。)

3 抽出起番号

1以上で上記2により算出した抽出間隔以下の整数の範囲内でランダムに乱数を発生させることにより決定する。(この例では5)

4 抽出

抽出される

最初の累積ウエイト符号(起番号)		5
2番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 1 =$	35
3番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 2 =$	65
4番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 3 =$	95
5番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 4 =$	125
6番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 5 =$	155
7番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 6 =$	185
8番目の累積ウエイト符号	$5 + 30 \times 7 =$	215

これらの累積ウエイト符号を含む指定調査区を系統的に抽出することにより、乙調査区を抽出する。

乙調査区	市区町村	母集団調査区(指定調査区)の配列	抽出率	地域別ウエイト	累積ウエイト	各調査区に含まれる累積ウエイト符号	抽出される累積ウエイト符号		
○	A市	1	$\frac{1}{6}$	6	6	1-6	5		
		2		6	12	7-12			
		3		6	18	13-18			
		4		6	24	19-24			
		5		6	30	25-30			
		6		6	36	31-36			
	○	B町		7	$\frac{1}{8}$	6	42	37-42	35
				8		6	48	43-48	
				9		6	54	49-54	
				10		6	60	55-60	
				11		6	66	61-66	
				12		6	72	67-72	
○	C村	1	$\frac{1}{16}$	8		80	73-80	125	
		2		8		88	81-88		
		3		8		96	89-96		
		4		8		104	97-104		
		5		8		112	105-112		
		6		8		120	113-120		
		7		8	128	121-128			
		8		8	136	129-136			
		9		8	144	137-144			
○	C村	1	$\frac{1}{16}$	16	160	145-160	215		
		2		16	176	161-176			
		3		16	192	177-192			
		4		16	208	193-208			
		5		16	224	209-224			
		6		16	240	225-240			



○ 抽出される指定調査区

表 30年住調 乙の結果表章地域別標本調査区数、主な項目の標準誤差率

地域	母集団調査区数	標本調査区数			標準誤差率(%)					
					現住居以外の住宅を所有している世帯数			現住居の敷地以外に土地を所有している世帯数		
		甲+乙	甲	乙	居有住宅	居無住宅	宅地を所有			
全国	1,037,375	217,661	188,194	29,467	0.70	0.82	1.57	0.55	0.59	
01 000 北海道	51,023	10,553	9,289	1,264	3.66	4.18	8.68	3.27	3.20	
02 000 青森県	10,129	2,204	1,850	354	6.18	7.70	11.61	3.99	4.51	
03 000 岩手県	11,002	2,800	2,426	374	5.65	7.34	10.81	3.63	4.43	
04 000 宮城県	17,828	3,873	3,347	526	5.80	6.24	14.09	4.42	4.64	
05 000 秋田県	8,072	2,254	1,945	309	7.18	8.57	16.05	4.03	4.50	
06 000 山形県	8,022	2,038	1,731	307	7.27	8.90	16.32	4.25	5.28	
07 000 福島県	15,009	3,017	2,554	463	5.40	6.50	10.31	3.50	4.08	
08 000 茨城県	21,207	5,693	5,092	601	4.99	5.41	12.17	3.38	3.79	
09 000 栃木県	14,035	3,028	2,587	441	5.16	6.31	11.71	3.92	4.20	
10 000 群馬県	15,265	3,037	2,568	469	5.24	6.60	9.59	3.66	3.98	
11 000 埼玉県	55,528	11,408	10,043	1,365	3.31	3.87	7.74	2.98	3.10	
12 000 千葉県	48,719	9,614	8,400	1,214	3.42	4.02	8.68	3.16	3.16	
13 000 東京都	121,229	17,503	14,675	2,828	2.40	2.72	8.25	2.45	2.52	
14 000 神奈川県	75,948	13,249	11,300	1,949	2.76	3.07	8.09	2.66	2.77	
15 000 新潟県	17,722	4,783	4,259	524	5.61	6.17	15.10	3.34	3.62	
16 000 富山県	7,549	1,861	1,565	296	6.72	7.84	14.42	4.37	4.97	
17 000 石川県	8,939	1,973	1,645	328	6.23	7.70	13.43	4.52	4.48	
18 000 福井県	5,632	1,511	1,257	254	6.78	7.78	14.11	4.37	4.69	
19 000 山梨県	6,491	2,112	1,839	273	6.87	8.81	13.29	4.82	5.35	
20 000 長野県	15,839	3,630	3,149	481	4.91	5.91	10.61	3.33	3.89	
21 000 岐阜県	15,136	3,814	3,348	466	5.41	6.62	11.11	3.60	3.96	
22 000 静岡県	26,894	6,082	5,289	793	4.23	4.83	8.80	3.06	3.20	
23 000 愛知県	58,323	12,445	11,018	1,427	3.17	3.72	6.96	2.52	2.64	
24 000 三重県	14,349	3,045	2,597	448	4.84	5.82	10.82	3.56	3.91	
25 000 滋賀県	10,735	2,467	2,100	367	6.06	7.22	13.78	4.81	5.01	
26 000 京都府	22,602	5,560	4,928	632	4.47	5.35	9.97	4.57	4.50	
27 000 大阪府	78,143	15,715	13,782	1,933	2.97	3.42	6.84	2.90	3.01	
28 000 兵庫県	44,886	9,056	7,928	1,128	3.78	4.71	7.96	3.51	3.61	
29 000 奈良県	10,755	2,537	2,169	368	5.74	6.99	14.54	5.00	5.12	
30 000 和歌山県	8,133	1,845	1,536	309	5.81	6.96	10.88	4.31	4.61	
31 000 鳥取県	4,415	1,008	781	227	6.95	8.72	16.63	4.81	5.18	
32 000 島根県	5,718	1,479	1,223	256	6.54	7.90	12.84	4.08	4.53	
33 000 岡山県	15,032	3,452	2,989	463	5.11	6.16	9.65	3.87	4.12	
34 000 広島県	24,530	5,076	4,401	675	4.21	5.19	8.04	3.55	3.47	
35 000 山口県	12,171	2,774	2,375	399	6.16	8.30	8.99	4.45	4.80	
36 000 徳島県	6,314	1,621	1,352	269	7.03	8.61	14.34	4.97	5.44	
37 000 香川県	7,369	1,547	1,254	293	5.96	7.54	12.26	4.26	4.69	
38 000 愛媛県	11,458	2,494	2,111	383	5.10	6.13	9.74	4.37	4.71	

地域			母集団調査 区数	標本調査区数			標準誤差率(%)				
							現住居以外の住宅を所有 している世帯数			現住居の敷地以 外に土地を所有 している世帯数	
				甲+乙	甲	乙		居有住 宅	居無住 宅		宅地を 所有
39	000	高知県	6,999	1,722	1,438	284	6.06	7.28	12.64	4.99	5.47
40	000	福岡県	43,340	9,648	8,490	1,158	3.75	4.36	8.40	3.34	3.36
41	000	佐賀県	5,812	1,588	1,330	258	7.60	8.90	14.94	4.86	5.42
42	000	長崎県	11,184	2,667	2,289	378	5.75	6.75	12.44	4.21	4.45
43	000	熊本県	13,686	3,473	3,039	434	6.06	7.08	12.30	3.94	4.50
44	000	大分県	9,903	2,515	2,166	349	6.36	7.93	12.70	4.63	5.01
45	000	宮崎県	9,396	1,937	1,599	338	7.00	7.66	15.94	4.74	5.68
46	000	鹿児島県	14,955	3,677	3,215	462	5.01	5.78	9.72	3.68	4.33
47	000	沖縄県	9,949	2,276	1,926	350	8.83	9.91	21.97	5.61	5.77
01	100	札幌市	17,613	2,983	2,527	456	6.80	7.42	16.96	5.56	5.88
04	100	仙台市	8,117	1,332	1,087	245	9.39	8.91	30.26	8.21	8.58
11	100	さいたま市	9,787	2,209	1,927	282	7.16	8.26	19.14	6.29	6.62
12	100	千葉市	7,917	1,467	1,226	241	7.63	9.10	21.28	7.98	8.02
13	100	特別区	85,617	10,805	8,834	1,971	2.97	3.35	11.23	3.11	3.20
14	100	横浜市	31,538	5,459	4,692	767	4.28	4.83	11.91	4.25	4.54
14	130	川崎市	12,992	2,178	1,824	354	6.67	7.28	21.74	7.03	7.25
14	150	相模原市	6,137	1,037	836	201	9.37	10.81	21.46	8.44	8.44
15	100	新潟市	5,894	1,446	1,250	196	9.86	9.39	32.53	6.90	7.30
22	100	静岡市	5,763	918	725	193	8.36	9.69	16.68	7.11	6.79
22	130	浜松市	5,582	1,243	1,054	189	8.29	9.43	23.34	6.12	6.26
23	100	名古屋市	21,497	4,293	3,750	543	5.44	6.41	12.65	4.57	4.81
26	100	京都市	13,396	2,847	2,484	363	5.99	7.17	13.20	6.21	6.32
27	100	大阪市	26,625	6,116	5,459	657	5.73	6.35	14.62	5.87	5.99
27	150	堺市	7,018	1,527	1,306	221	8.04	9.28	18.16	7.63	8.03
28	100	神戸市	13,524	2,525	2,160	365	6.84	8.12	15.09	7.05	7.15
33	100	岡山市	5,440	997	812	185	7.94	9.56	16.46	6.76	6.92
34	100	広島市	10,074	1,953	1,664	289	6.67	7.91	12.70	5.51	5.51
40	100	北九州市	8,515	1,878	1,624	254	8.27	9.52	16.93	7.50	7.98
40	130	福岡市	15,249	2,430	2,026	404	6.32	7.21	17.48	6.18	6.32
43	100	熊本市	5,545	1,165	977	188	8.91	10.42	22.48	7.04	7.54

表 目標精度 5 % の場合の必要標本調査区数

地域	現住居以外住宅保有			現住居の敷地 以外土地所有	宅地所有
	現住居以外住宅保有	居有住宅保有	居無住宅保有		
地域別計	38,428	52,219	176,560	24,875	27,997
01 100 札幌市	829	982	4,398	561	625
01 900 北海道その他	598	814	3,012	433	426
02 000 青森県	533	811	1,718	228	289
03 000 岩手県	474	781	1,596	200	295
04 100 仙台市	814	743	4,598	633	689
04 900 宮城県その他	587	811	1,990	222	312
05 000 秋田県	619	860	2,489	204	252
06 000 山形県	630	914	2,546	224	341
07 000 福島県	537	769	1,825	230	311
08 000 茨城県	599	702	3,193	279	349
09 000 栃木県	469	692	2,188	273	314
10 000 群馬県	514	804	1,621	254	299
11 100 さいたま市	566	743	3,175	441	486
11 900 埼玉県その他	610	832	2,984	484	535
12 100 千葉市	545	760	3,182	592	598
12 900 千葉県その他	571	778	3,361	449	459
13 100 特別区	706	891	9,255	771	817
13 900 東京都その他	567	743	4,175	529	556
14 100 横浜市	566	715	4,019	556	634
14 130 川崎市	620	734	4,931	686	728
14 150 相模原市	665	862	2,604	545	547
14 900 神奈川県その他	581	689	4,844	452	499
15 100 新潟市	707	652	3,753	364	406
15 900 新潟県その他	588	852	2,705	159	213
16 000 富山県	523	700	2,019	228	293
17 000 石川県	502	749	2,027	270	264
18 000 福井県	453	586	1,633	196	224
19 000 山梨県	500	793	1,615	254	311
20 000 長野県	465	665	2,000	216	294
21 000 岐阜県	543	803	2,107	244	295
22 100 静岡市	516	679	1,709	379	348
22 130 浜松市	497	631	2,695	279	292
22 900 静岡県その他	601	772	1,961	266	326
23 100 名古屋市	640	881	3,149	455	503
23 900 愛知県その他	541	742	2,379	299	348
24 000 三重県	420	602	1,927	230	276
25 000 滋賀県	533	743	2,385	340	369
26 100 京都市	516	731	2,259	553	573
26 900 京都府その他	475	671	2,090	372	398
27 100 大阪市	857	1,047	4,913	898	935

地域	現住居以外住宅保有		現住居の敷地以外土地所有		
	居有住宅保有	居無住宅保有	宅地所有		
27 150 堺市	551	722	2,254	498	549
27 900 大阪府その他	627	860	3,026	572	630
28 100 神戸市	672	932	2,856	710	730
28 900 兵庫県その他	622	998	2,563	466	515
29 000 奈良県	481	701	2,561	367	385
30 000 和歌山県	413	583	1,318	232	264
31 000 鳥取県	423	637	1,790	211	243
32 000 島根県	428	609	1,420	173	212
33 100 岡山市	448	632	1,596	330	346
33 900 岡山県その他	483	697	1,417	220	280
34 100 広島市	506	701	1,664	349	349
34 900 広島県その他	449	711	1,549	265	287
35 000 山口県	598	1,048	1,221	318	369
36 000 徳島県	514	747	1,786	266	316
37 000 香川県	411	640	1,529	215	259
38 000 愛媛県	398	569	1,355	294	341
39 000 高知県	410	582	1,546	283	337
40 100 北九州市	668	870	2,355	554	624
40 130 福岡市	639	823	4,057	610	637
40 900 福岡県その他	635	883	2,459	354	394
41 000 佐賀県	571	762	1,831	245	301
42 000 長崎県	495	675	2,067	271	301
43 100 熊本市	565	751	2,588	363	413
43 900 熊本県その他	650	868	1,777	163	294
44 000 大分県	555	841	1,970	301	350
45 000 宮崎県	645	765	2,688	305	432
46 000 鹿児島県	464	613	1,630	254	348
47 000 沖縄県	1,030	1,270	4,657	438	462
<再掲>県別計	25,882	36,028	115,197	15,313	17,389
01 000 北海道	684	888	3,670	549	524
02 000 青森県	533	811	1,718	228	289
03 000 岩手県	474	781	1,596	200	295
04 000 宮城県	701	809	3,567	414	455
05 000 秋田県	619	860	2,489	204	252
06 000 山形県	630	914	2,546	224	341
07 000 福島県	537	769	1,825	230	311
08 000 茨城県	599	702	3,193	279	349
09 000 栃木県	469	692	2,188	273	314
10 000 群馬県	514	804	1,621	254	299
11 000 埼玉県	605	822	3,192	491	532
12 000 千葉県	573	790	3,524	491	491
13 000 東京都	662	846	7,467	687	726
14 000 神奈川県	604	741	4,949	562	607

地域	現住居以外住宅保有		現住居の敷地以外土地所有		
	居有住宅保有	居無住宅保有	宅地所有	宅地所有	
15 000 新潟県	656	790	3,990	237	278
16 000 富山県	523	700	2,019	228	293
17 000 石川県	502	749	2,027	270	264
18 000 福井県	453	586	1,633	196	224
19 000 山梨県	500	793	1,615	254	311
20 000 長野県	465	665	2,000	216	294
21 000 岐阜県	543	803	2,107	244	295
22 000 静岡県	570	741	2,348	301	329
23 000 愛知県	579	797	2,718	367	404
24 000 三重県	420	602	1,927	230	276
25 000 滋賀県	533	743	2,385	340	369
26 000 京都府	506	720	2,365	529	514
27 000 大阪府	689	912	3,560	659	710
28 000 兵庫県	650	1,002	2,775	562	594
29 000 奈良県	481	701	2,561	367	385
30 000 和歌山県	413	583	1,318	232	264
31 000 鳥取県	423	637	1,790	211	243
32 000 島根県	428	609	1,420	173	212
33 000 岡山県	484	694	1,617	281	317
34 000 広島県	481	726	1,690	344	329
35 000 山口県	598	1,048	1,221	318	369
36 000 徳島県	514	747	1,786	266	316
37 000 香川県	411	640	1,529	215	259
38 000 愛媛県	398	569	1,355	294	341
39 000 高知県	410	582	1,546	283	337
40 000 福岡県	657	884	3,156	523	529
41 000 佐賀県	571	762	1,831	245	301
42 000 長崎県	495	675	2,067	271	301
43 000 熊本県	631	850	2,351	273	354
44 000 大分県	555	841	1,970	301	350
45 000 宮崎県	645	765	2,688	305	432
46 000 鹿児島県	464	613	1,630	254	348
47 000 沖縄県	1,030	1,270	4,657	438	462